

釧路市企業立地促進条例の一部改正についてのご意見を募集します。

募集期間：2024年(令和6年)1月5日(金)～2024年(令和6年)2月5日(月)

釧路市では、本市における産業の振興を促進するため、市内に事業場を新設又は増設する事業者であって一定の要件を満たすものに対し、釧路市企業立地促進条例（以下「条例」といいます。）に基づき、固定資産税及び都市計画税の課税の免除並びに助成の措置を行っております。

このたび市では、本市における企業立地及び設備投資の一層の促進を図るため、各種助成の措置のうち「設備投資資金助成」の助成要件等について下記のとおり見直しを行うこととし、条例を改正することとしましたので、この改正案に対する皆様のご意見を募集します。

取り入れるべきご意見については条例の改正案を修正するなど、さらに検討を進め、最終的な条例案を釧路市議会に提出する予定です。

また、皆さんからいただきましたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、2024年(令和6年)2月中旬をめぐりに釧路市のホームページなどで公表します。

1 改正内容

(1) 「設備投資資金助成」の助成要件等の見直し（別表第2関係）

① 事業場を増設した場合における雇用要件及び補助金の額の見直し

ア 現在は、事業場の新設又は増設に伴い新たに雇用される者^(注)の数が5人以上であることを助成の要件としていますが、増設の場合に限り、新たに雇用される者の有無にかかわらず助成の対象とすることとします。

イ また、増設の場合の補助金の額について、新たに雇用される者の数に応じて以下のとおりとします。

区分	新たに雇用される者の数	補助金の額	
		現行	改正後(2024. 4. 1～)
増設	5人未満	助成対象外	増設により取得した固定資産（土地を除く。）の取得価額の <u>4%</u> に相当する額
	5人以上		増設により取得した固定資産（土地を除く。）の取得価額の <u>8%</u> に相当する額

(注) 常時雇用される者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限ります。）であって、次に該当するものをいいます。

- ・事業場の新設の場合 当該事業場の操業等開始の日に雇用されている者又は操業等の開始後3か月以内（コールセンターの場合にあつては9か月以内、市外から進出してきた場合にあつては3年以内）に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ、補助金の交付申請時に雇用されているもの
- ・事業場の増設の場合 その着手をした日から増設された事業場の操業開始後3か月以内（コールセンターの場合にあつては、9か月以内）の日の間に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ、補助金の交付申請時に雇用されているもの

② 事業場を新設した場合における補助金上限額の部分的引上げ

事業場のうち、工場（製造業）、ソフトウェア業の施設、情報処理サービス業の施設、データセンター、コールセンター、リサイクル産業施設、試験研究施設及

び植物工場（以下「工場等」といいます。）を新設又は増設した場合について、現在、補助金の上限額を1億円としています。工場等の新設であって、その新設に伴い新たに雇用される者の数が10人以上である場合に限り、補助金の上限額を2億円に引き上げることとします。

区分	補助金の上限額が引上げとなる事業場	新たに雇用される者の数	補助金の上限額	
			現 行	改正後 (2024. 4. 1～)
新設	<ul style="list-style-type: none"> ・工場（製造業） ・ソフトウェア業の施設 ・情報処理サービス業の施設 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場 	5人未満	助成対象外	
		5人以上 10人未満	1億円	
		10人以上	<u>1億円</u>	<u>2億円</u>

2 参考資料（現行の条文）

- (1) 釧路市企業立地促進条例
- (2) 釧路市企業立地促進条例施行規則

3 意見募集要領

(1) 意見募集期間

2024年(令和6年)1月5日(金)～2024年(令和6年)2月5日(月)

(2) 資料の公表場所

- ・釧路市産業振興部産業推進室産業推進担当（釧路市役所本庁舎4階）
- ・釧路市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- ・各行政センター1階市政情報コーナー
- ・各支所
- ・釧路市役所ホームページ (<https://www.city.kushiro.lg.jp/>)

(3) 意見の提出方法

意見等の提出書を使用し、メール、郵送、信書便、ファックス、持参（受付時間平日の8時50分～17時20分）のいずれかの方法で提出してください。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号、意見等提出者の区分をご記入ください。

（取得した個人情報は、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

意見の提出・問合せ先

釧路市産業振興部産業推進室産業推進担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎4階

電話：0154-31-4550（直通） ファックス：0154-22-8972

E-mail：sa-sangyousuishin@city.kushiro.lg.jp